

相模原市空家等相談員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の利活用を促進し、空家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防を図るため、空家等の所有者等に対する空家等相談員の派遣事業(以下「相談員派遣事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は所有者から委任を受けた者をいう。

(3) 空家等相談員 相模不動産団体三支部連絡協議会(以下「不動産協議会」という。)を構成する公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模北支部及び相模南支部並びに公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部(以下「不動産協議会を構成する団体」という。)に所属する、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付を受けた者で、次に掲げる業務のうち、いずれかの業務に通算して5年以上現に従事している者。

ア 不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務

イ 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

ウ その他市長が適当と認める業務

(空家等相談員の登録)

第3条 空家等相談員の登録は、空家等相談員登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、不動産協議会を構成する団体より、市長に提出するものとする。

(1) 空家等相談員名簿(第2号様式)

(2) 反社会的勢力及び暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第3号様式)

(3) 宅地建物取引士証の写し

- 2 市長は、前項の書類を受理したときは、申請内容を審査し、前条第3号に定める要件を満たしているときは、空家等相談員登録証(第4号様式)を交付するものとする。
- 3 不動産協議会を構成する団体は、前各項の記載内容に変更が生じたとき又は登録を取り下げるときは、空家等相談員登録変更(取下)届(第5号様式)に変更事項を反映した空家等相談員名簿を添えて市長に提出するものとする。

(派遣業務)

第4条 空家等相談員が相談員派遣事業において行う業務(以下「派遣業務」という。)は、空家等の状況を踏まえた管理、活用及び流通等に関する助言等とする。

- 2 派遣業務は、原則として年末年始及び土日祝日を除く、午前10時から午後4時までのうちの1時間程度とし、相談の対象となる空家等(以下「対象空家」という。)の所在地にて行うものとする。
- 3 派遣業務は、原則として空家等相談員2名で行うものとする。
- 4 空家等相談員は、派遣業務を行うときは、第3条第2項に規定する登録証を常に携帯し、所有者等から請求があった場合にはこれを提示しなければならない。
- 5 空家等相談員の派遣の謝礼は、派遣業務1件当たり1名5千円とし、空家等相談員が指定する金融機関の預貯金口座へ口座振替の方法により支払うものとする。

(対象空家)

第5条 対象空家は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 現に人が居住せず、又は使用しておらず、賃貸用又は売却用として流通していない空家等であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく相談員派遣事業を利用していない空家等であること。

(申請対象者)

第6条 相談員派遣事業の申請ができる者は、対象空家の所有者等とする。

(申請方法)

第7条 空家等相談員の派遣を申請する者(以下「申請者」という。)は、空家等相談員派遣申請書(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 対象空家の付近見取図
- (2) 所有図書等関係書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(相談費用)

第 8 条 空家等相談員の派遣に係る申請者の負担額は無料とする。

(派遣事業の実施)

第 9 条 市長は、空家等相談員派遣申請書の提出があった場合は、予算の範囲内において派遣を実施することが適当であると認めるときは、空家等相談員派遣連絡票(第 7 号様式)(以下「連絡票」という。)により不動産協議会へ派遣依頼をするものとする。

- 2 前項の派遣依頼を受けた不動産協議会は、連絡票の内容をもとに空家等相談員を選定し、連絡票により市長に報告するものとする。

(派遣の決定)

第 1 0 条 市長は、前条第 2 項の規定により空家等相談員を選定したときは、空家等相談員派遣決定通知書(第 8 号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更及び中止届)

第 1 1 条 申請者は、空家等相談員派遣決定通知書の交付を受けた後、申請事項の変更又は派遣の中止をしようとする場合には、派遣日の 2 日前までに空家等相談員派遣変更・中止届(第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。ただし市長がやむを得ないと認める理由がある場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前条の派遣変更(中止)届を受理したときは、速やかに不動産協議会へ通知するものとする。

(派遣の取消)

第 1 2 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家等相談員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により空家等相談員派遣の決定を受けたとき。
- (2) 空家等相談員派遣決定通知書の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (3) 前条第 1 項の規定に違反し、派遣業務が実施できなかったとき。
- (4) その他、市長が不適當と認めたとき。

(所見書の提出)

第 1 3 条 派遣事業を実施した空家等相談員は、不動産協議会を通じて相模原市空

家等相談員派遣事業実施報告書兼所見書（第10号様式）（以下「所見書」という。）を市長に提出しなければならない。

（所見書の通知）

第14条 市長は、前条の所見書を受理したときは、内容を確認し、派遣業務が適切に行われたと認めるときは、所見書を申請者に通知するものとする。

（空家等相談員等の責務）

第15条 空家等相談員及び不動産協議会は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）職務上知り得た個人情報を漏らすこと。
- （2）申請者から、金銭等を受け取ること。
- （3）空家等相談員自身の利益につながるような工事等に誘導すること。
- （4）その他、空家等相談員としてふさわしくない行為を行うこと。

（登録の取消）

第16条 市長は、空家等相談員がこの要綱の規定に違反したとき、登録申請書の内容に虚偽があったとき、又はその他空家等相談員としてふさわしくない行為があったときは登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、あらかじめその者の所属する不動産協議会を構成する団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該空家等相談員に通知する。

（事故報告）

第17条 空家等相談員は、派遣業務中に事故等があった場合は、速やかに市長及び不動産協議会に報告するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。